自立，平等，快適をキーワードとした「男女平等のまち・かわさき」の実現

1　市、市民、事業者の連携促進

男女平等推進ネットワークの充実（条例第３条～第５条，第 15 条）
[例えば]
・男女共同参画社会実現に向けた取組みのための市と市民・事業者による意見交換ネットワークの設置
・区レベルの男女共同参画社会実現に向けた取組み
・男女共同参画社会実現に向けた市民活動の活性化

2　男女平等推進のための意識啓発

男女平等推進に向けた教育・研修環境の整備（条例第３条～第５条，第 11 条）
[例えば]
・男女共同参画社会の実現を担う子どもたちを育てる教育の実施
・男女共同参画社会実現のための社会教育における学習機会の提供
・男女共同参画社会実現に向けた職場における研修等の実施と市による支援

地域に根ざした意識啓発活動の実施（条例第３条～第５条，第 14 条）
[例えば]
・男女共同参画センターや市民ミュージアムなどの、市内の文化資源を横断的に活用したキャンペーンの展開
・男女平等推進月間（週間）といった、期間限定の効果的な啓発活動の実施

3　仕事とくらしの両立の実現

仕事とくらしの両立を実現する職場づくり（条例第３条，第５条，第 12 条）
[例えば]
・保育の拡充、短時間勤務や SOHO など多様な就労の仕組みづくり
・男性の育児・介護休業取得促進のための企業への働きかけや中小企業への支援
・女性の再就職を可能にする職業能力の取得支援や、人材育成の実施
・男女共同参画促進の制度を導入している、事業所の表彰や紹介

地域で子育てを支える環境づくり（条例第３条，第 12 条）
[例えば]
・男性の地域参加や育児参加の促進
・病後児保育や小児医療の充実
・男女共同参画で子育てするためのまちづくり

4　女性の人権尊重への取組み

ドメスティック・バイオレンス，セクシュアル・ハラスメント，性暴力など，女性の人権を侵害する暴力の根絶（条例第６条，第７条，第 12 条）
[例えば]
・学校、事業所、医療機関など幅広い場を視野に入れた防止対策の仕組みづくり
・地域に根ざしたきめ細かな相談・救済体制の確立
・民間活動団体・自主活動グループへの支援

援助を必要とする女性への支援（条例第３条，第 12 条）
[例えば]
・人権を侵害された被害者女性への経済的支援や就労・自立支援
・障がい児・者や要介護高齢者を持つ家族、ひとり親世帯などへの支援

性と生殖に関する健康と権利の推進（条例第３条，第５条，第 11 条，第 13 条）
[例えば]
・子ども，親，教職員などあらゆる年齢層や人々を対象とした性教育プログラムの開発と実施
・女性が安心して受診できる医療機関の充実及び利用者への情報提供の充実

女性の人権を重視するメディア文化の醸成（条例第３条～第５条，第 11 条，第 12 条）
[例えば]
・男女共同参画社会実現をめざすメディア・リテラシー学習の推進
・メディアによる情報発信への女性の参画促進
・男女共同参画社会実現をめざす市民とメディア対話促進

5　男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

人権オンブズパーソン制度の充実と連携の強化（条例第６条，第７条）
[例えば]
・人権オンブズパーソンの相談・救済体制の強化，充実
・関係機関等との緊密な連携強化

行動計画推進状況評価体制の整備
[例えば]
・性別による格差の実態と変化を把握できるような統計（ジェンダー統計）の整備
・市における男女共同参画社会の実現度合を測る社会指標（ジェンダー指標）の設定

庁内推進体制の確立（条例第３条，第 15 条）
[例えば]
・行政内部のネットワークの充実
・男女平等推進ガイドライン（行政刊行物、審議会等女性委員に関する）及びデータベースの作成

市職員における男女平等の推進（条例第３条，第 10 条）
[例えば]
・女性管理職登用に向けた積極的格差是正施策（ポジティブ・アクション）の実施
・男性職員の育児・介護休業取得の促進